

光洋・日吉団地市営住宅建替基本設計（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和7年1月9日 ～ 令和7年2月7日 （30日間）

意見提出人数 6人

提出意見件数 23件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) ユニバーサルデザイン→車椅子で生活できる部屋。玄関、洗面所、トイレや風呂はゆとりある広めに。台所もできるなら、車椅子の人が使える設計がいい。最初から必要部分に手すりをつけてほしい。	この地域で想定される津波浸水高を考慮し、建替後の住宅には車いす専用住戸の整備は行いませんが、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」に基づき、必要なスペースを確保するとともに、手すりの設置を行います。	B
2	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 何階建てでも、エレベーター付きで。	新築住宅は5階建てを予定しており、すべての棟にエレベーターを設置する予定です。	B
3	2	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 温暖化が進んでいることから、エアコンを簡単に設置できるよう外壁の配管穴などを設置してほしい。	エアコン用の配管穴などをあらかじめ設置し、エアコンを取付けできる構造とする予定です。	B

4	1	(原文・整理要約 有・無) 今時、車は1世帯2台持っているし、ヘルパーや訪問の方のためにも、駐車場は、1世帯2台あるといい。生協の宅配やトラックなどが停められる大きめの駐車スペースがあってもよいのでは。	既存市営住宅での利用状況や土地の有効活用の観点から、1戸につき1台分の駐車場を整備する予定としています。同様の条件で整備した既存の市営住宅においては駐車場が全区画埋まることは少なく、空き区画を来客用駐車場として活用するケースが多くなっています。 また、国からの交付金についても1戸につき1台分が対象となっており、費用面からも1台分の整備が適切と考えます。	D
5	1	(原文・整理要約 有・無) コミュニティの活性化→移動販売が来ることができたり、小さなイベント、催し物ができる広場のようなものがあると良いのでは(管理が難しいかもしれないが) 公園を設置してその中のスペースを活用するのもあり？	住民の交流の場としてオープンスペースを整備し、コミュニティの活性化を促進します。	B
6	1	(原文・整理要約 有・無) 建替後の部屋数についての意見ですが、この団地の建替後に近い場所で大成、青葉地区も対応年数経過で建替になると思いますが、大成団地等は人口密度が高過ぎる影響や高層住宅は管理費がかさむ等の問題がありますのでかなり部屋数を少なくする必要がありそうなので、日吉町の空き地も活用してもう少し部屋数を多めにして次に建替える地区では部屋数を大幅に減らす等の微調整が必要だと思います。	住戸数については「苫小牧市営住宅整備計画」に基づき、市全体の目標管理戸数や現在の入居者数などを考慮し、270戸を整備します。 また、大成・青葉地区の整備にあたっては、いただいたご意見も参考とさせていただきます。	C

7	1	(原文・整理要約 有・無) 間取りに付いては、この団地は元々高齢者単身世帯が多いと思いますので、若草や日新団地の建替後の2DKの様な使いにくい間取りでは無くて民間借家と似た1LDKで居間12畳に寝室6畳等の単身専用の部屋を多めに作るべきと思います。 2LDK以上の間取りは供給バランスを配慮して決めるのが望ましいと思います。	住戸タイプの割合については、市内の市営住宅の入居状況を勘案し設定します。また、間取りについては高齢者のみではなく、子育て世帯など様々な世帯に対応できる、ゆとりを持った設計となるよう検討します。	D
8	1	(原文・整理要約 有・無) 冷暖房機に付いては、日新と若草の様なガス温風のFFだとあんまり体感的に暖かく無い上にガス代がかさむと聴きますのでもう少し効率の良い暖房方式を採用して欲しいです。	設置する暖房器具については、イニシャルコスト、ランニングコスト、環境負荷など様々な面から比較を行ったうえ、いただいたご意見も参考として検討します。	C
9	1	(原文・整理要約 有・無) この地区は線路に近いので、北側の窓や外壁の防音性に配慮した設計が必要だと思います。	苫小牧市営住宅等の整備基準に関する条例に基づき、必要な遮音性能を満たすよう整備します。また、建物北側に駐車場を配置し線路からの距離をとることや、共用廊下を居室の北側に配置することにより、一定の防音効果が期待できるものと考えております。	B
10	1	(原文・整理要約 有・無) 近年の光熱費高騰を考えると、より断熱に配慮した設計が必要だと思います。	断熱性能については、消費エネルギー量の削減に配慮し断熱性の高い構造とします。	B

11	1	(原文・整理要約 有・無) 外壁の塗装色も費用が高くない程度で従来よりも明るめな色合いになると良いです。 例えば大成、青葉地区の外壁改修前のラベンダー色や薄めのオレンジ色は苫小牧のイメージカラーや、景観に馴染みやすいと思いました。	外壁色については、周囲の景観と調和する配色となるよう検討します。	C
12	1	(原文・整理要約 有・無) 後は、情報配線になりますが現代社会には光回線等が必須なので新築の際は固定電話のメタル線と同じ配管に光ファイバーが室内まで容易に通線可能な構造が必要と思います。 今後は NTT 回線の光以外に au 光等の多様なサービスになるべく対応可能な配線構造が必要になると思います。	入居される方が NTT などの光回線を各住戸へ引き込めるよう、あらかじめ配管を設置します。	B
13	1	(原文・整理要約 有・無) この団地は全て南向き住戸になると思いますが、北側の部屋は玄関前の廊下が有る為に換気等で窓を開けにくいので風通しや、冷暖房が快適に使える部屋の設計が必要だと思います。 出来れば廊下側のお部屋にも暖房機具が設置可能にするか、電気ストーブ用にブレーカーの落ちにくいコンセントが必要かも知れません。	暖房については、部屋面積などを勘案し、必要とされる性能を満たすよう設置します。暖房機専用のコンセントは設置しませんが、電気製品の使用状況に応じて契約アンペア数を変更いただくことで対応が可能と考えます。	B
14	1	(原文・整理要約 有・無) 又、内装のドア等の色合いももう少し日新と若草団地よりも明るめな色合いの方が良さそうに思います。	内部建具の色合いについては、いただいたご意見も参考として、検討します。	C

15	1	(原文・整理要約 有・無) 台所の配置の意見ですが、最近の冷蔵庫はマンションサイズが多めで昔よりも奥行きが長いので冷蔵庫を置いても使いやすい配置にして欲しいです。	冷蔵庫の設置スペースについては、生活上の動線を考慮した配置とします。	B
16	1	(原文・整理要約 有・無) 又、近年の電子レンジや炊飯器は消費電力が 14A 近い物が多いので電子レンジ専用回路のコンセント等も出来れば検討して欲しいです。	専用の回路は設置しませんが、電気製品の使用状況に応じて契約アンペア数を変更いただくことで対応が可能と考えます。	B
17	1	(原文・整理要約 有・無) ちょっと難しい意見ですが、建替後又 70 年の対応年数に配慮すると時代の変化に対応可能な構造が必要だと思いました。	将来の改修をあらかじめ考慮した配管計画を採用するなど、建物の長期的な使用に配慮した設計とします。	B
18	3	(原文・整理要約 有・無) 日吉町の人口減少防止、高齢者見守り活動の継続、津波避難場所確保の観点から、日吉町にも市営住宅を建設してほしい。新築住宅を分散して建設することのデメリットは少ないと考えます。	光洋・日吉団地の建替えにあたっては、地域住民から津波避難の要望が寄せられていたことから新築住宅を 5 階建てとし、このことに伴い余剰地が発生することとなったものです。 配置については、これまでに寄せられたご意見も踏まえて様々な案を検討した結果、日吉町の共同浴場を継続するため光洋町側から建替えるのが望ましいこと、集会所や管理人事務所に近接して建設することにより入居者の利便性が高まること及び管理コストの削減につながることで、余剰地を集約して確保することにより将来的な土地活用の可能性が広がることなどから、今回の配置案としているところでございますので、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。 また、建替後の団地にも集会所を整備する予定であり、高齢者見守り活動などにご利用いただくことも可能と考えております。	D

19	2	(原文・整理要約 有・無) 日吉町の市営住宅は、令和 18 年に 4 丁目 28 番を、令和 20 年に 4 丁目 29 番と 3 丁目を解体する計画となっているが、もう少し早めに建替をお願いしたい。	日吉町の共同浴場を継続するため光洋町側から建替を開始する必要があることや、入居者の負担軽減のため、できるだけ仮移転を挟まずに新築住宅へ直接移転できること、建替事業全体の期間を短縮することを考慮した結果、今回の提案内容となったものですが、今後も継続的に検討を行い、できるだけ早期に建替えを完了できるよう努めます。	C
----	---	--	--	---

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。この場合、担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。